

健感発第1216001号  
平成20年12月16日

各 { 都道府県  
政令市  
特別区 } 衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

### 特定病原体等の運搬について

日頃より病原体サーベイランスの実施にご協力をいただき感謝申し上げます。  
病原体サーベイランスの実施にあたり、昨年6月より施行された感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律(平成18年法律第106号)に基づき、新たに基準が設けられ、二種、三種病原体等の運搬に当たっては都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)への届出等が必要となったところですが、公安委員会への運搬の届出に関する厚生労働省としての見解について下記のとおり示しますので、関係機関への周知とともに病原体サーベイランスの推進につき特段のご配慮をお願いいたします。

### 記

1. 公安委員会への二種病原体等の運搬の届出については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。)第56条の27の規定に基づき、二種病原体等許可所持者及び二種滅菌譲渡義務者並びにこれらの者から運搬を委託された者が行うこととされているが、この場合、二種病原体等許可所持者には、運搬しようとする二種病原体等の現在の許可所持者だけでなく、同じ種類の二種病原体等の許可所持者が含まれるものであること。したがって、運搬しようとする二種病原体等と同種の二種病原体等許可所持者が、当該二種病原体等を譲り受けようとする場合、公安委員会への届出は可能

であること。

2. 公安委員会への三種病原体等の運搬の届出については、感染症法第56条の27の規定に基づき、三種病原体等所持者が行うこととされているが、この三種病原体等所持者には、運搬しようとする三種病原体等の現在の所持者だけでなく、譲り受けて所持する蓋然性が高い者も含まれるものであること。したがって、当該者も公安委員会への届出は可能であること。
3. 三種病原体等所持者から運搬を委託された者については、当該運搬のために三種病原体等を所持する蓋然性が高いことから、三種病原体等所持者に含まれるため、公安委員会への届出は可能であること。
4. 三種病原体等を自らが使用又は保管するために輸入する者や当該者から運搬を委託された者も、三種病原体等を所持する蓋然性が高いことから、三種病原体等所持者として公安委員会への届出が可能であること。